

# 全日本年金者組合福岡県共同墓所管理運営規程

## 第1条（名称）

墓所は、全日本年金者組合福岡県共同墓所「ささぐりの郷」と称します。

## 第2条（墓所の所在地）

墓所の所在地は、福岡県粕屋郡篠栗町郷の原 203-3 ささぐり聖徳廟とします。

## 第3条（墓所の目的と事業）

墓所の目的と事業は、組合員および家族の亡くなられた方々の靈を慰め、全日本年金者組合福岡県共同墓所管理運営委員会（略称：管理運営委員会）の責任で永年にわたりお守りをします。全日本年金者組合の運動にかかわった諸氏の遺志を引き継ぐため、毎年2回（春と秋）加入者と管理運営委員会で合同慰靈祭（通称：墓前祭）を行います。

## 第4条（墓所の管理運営）

墓所の目的と事業を実行するため管理運営委員会を置きます。管理運営委員は、加入者の中から管理運営委員会の推薦を受け通常総代会で選任します。管理運営委員会は年4回程度開きます。管理運営委員長の判断で臨時に開くことができます。管理運営委員会は定期的に全日本年金者組合福岡県本部と協議し、墓所の安定した維持発展に努めるとともに加入者の要請に応じた事業も行います。

## 第5条（墓所の占有権）

この墓所の占有権は、管理運営委員会にあります。

## 第6条（加入者の資格）

年金者組合の組合員とその家族で、共同墓所への加入を希望し加入金（主に刻銘永代供養料に充当）を完納した人を加入者とします。それぞれの宗派は問いません。

## 第7条（総代会）

2年に1回、管理運営委員と総代で構成する通常総代会を開きます。総代会は、総代会構成員の過半数の出席（委任状を含む）で成立し、議決は出席者の過半数の賛同を必要とします。総代は各支部の組合員で加入者の中から1名選任します。通常総代会では過年度の事業報告および決算報告の承認、新年度の事業計画と予算の決定、役員選任を行いますまた管理運営委員会が緊急に必要とした議案について審議決定を行うことができます。必要に応じて臨時総代会を開くことができます。

## 第8条（管理運営委員会の構成）

管理運営委員会に次の役員を置きます。委員長1名、副委員長若干名、事務局長1名、事務局次長若干名、委員若干名、会計監査2名。さらに相談役若干名を置くことができます。

## 第9条（会計）

墓所建設管理運営に関わる費用は加入金・納骨料と寄付金などでもかない、独立会計とします。加入金・納骨料の返還は行いません。

## 第10条（事務所）

福岡市東区香椎駅前 1-20-28-201 全日本年金者組合福岡県本部内に事務所を置きます。

## 第11条（規程の改廃）

規程の改廃は総代会で行います。定められた事項以外については必要に応じて管理運営委員会で補足細則を設けることができます。

## 第12条（付則）

本管理運営規程は、2001年12月8日、第1回総会にて決定。

2. 2014年10月16日、第13回総会にて一部改正。
3. 2017年10月20日、第16回総会にて一部改正。
4. 2019年10月9日、第18回総会にて一部改正。
5. 2020年10月21日、第1回通常総代会(通算第19回定期総会)にて一部改正。

# 全日本年金者組合福岡県共同墓所管理運営細則

## 第1条（目的）

この共同墓所“ささぐりの郷”管理運営細則(以下細則といふ)は、「全日本年金者組合福岡県共同墓所管理運営規程」に基づく管理運営を遂行するために必要な事項を定める。

## 第2条（加入）

加入は、つぎのように取り扱う。

1. 加入申込者は全日本年金者組合福岡県の組合員（以下組合員といふ）であることが必要である。組合加入は、年金者組合の県本部・支部の指示に従って手続きする。
2. 共同墓所加入申込者は支部を通じて共同墓所管理運営委員会事務局（以下事務局といふ）に「加入申込書」を提出する。
3. 加入資格の組合員とその家族は、二親等内を原則とする。ただし、「兄弟」については故人のみとする。また、例外については、都度、管理運営委員会で検討する。
4. 組合員の加入者が死去した場合、遺族に組合員の継承を要請する。

## 第3条（加入金（永代供養料））

加入金(永代供養料)は、つぎの ように取り扱う。

1. 加入金は、一人あたり 18 万円とし、生死に関わらず同額とする。
2. 加入金は、永代供養・合同慰靈祭（以下墓前祭といふ）など必要な管理運営費に使用する。
3. 加入金の納入手続きは、つぎの通りとする。
  - (1)加入申込書を受理した事務局は、加入申込者に所定の払込取扱票を送付する。
  - (2)加入申込者は所定の払込取扱票にて加入金を送金する。
  - (3)加入金納入が確認された時点で正式に加入が認められ、「共同墓所加入権利書」(以下権利書といふ)を送付する。
4. 納入された加入金の返還は行わない。

## 第4条（刻銘）

刻銘はつぎの通りとする。

1. 刻銘料は、一人当たり 2 万円とする。
2. 加入者全員の刻銘を基本とするが、「墓じまい」の場合は「刻銘なし」も選択可とする。
3. 刻銘の文字は、全員黒色とする。
4. ステンレス製の新たな刻銘版は、6人毎に1枚のプレートとし、年2回の「墓前祭・墓参り」の前に、6名に達したプレートのみ取り付け、6名に満たない場合は次回に取り付ける。

## 第5条（墓前祭）

墓前祭はつぎの通りに行う。

1. 墓前祭は毎年、春の墓前祭と称して 4 月第1土曜日に開催し、11 月 第1土曜日に秋の墓前祭を納骨式を主として開催する。原則として晴雨にかかわらず実施する。
2. 墓前祭参列者用に JR 福北ゆたか線城戸南蔵院前駅から墓前祭会場まで送迎バスを運行することがある。
3. 自家用車の駐車は決められたルールを厳守する。
4. 墓前祭の案内は家族代表者に送付し、参列・駐車などについての回答を事務局に連絡する。

## 第6条（納骨）

納骨はつぎの通りとする。

1. 納骨の手続きはつぎの通りとする。
  - (1) 納骨希望者は、故人の権利書を手元において納骨希望日時を事務局に連絡する。
  - (2) 事務局は寺務所と納骨日時の打ち合わせを行う。
  - (3) 事務局は納骨希望者に納骨当日寺務所に提出する「納骨録」用紙を送付する。
  - (4) 納骨当日は権利書・納骨録・お骨・埋葬許可書を持参し寺務所に提出する。
  - (5) 他所の寺または墓園に預けてある遺骨を移すときは、先方から事前に「改葬証明」を受領し、納骨当日寺務所に提出することが必要である。
2. 納骨の壺は 3 寸径とし、納骨料は 2 万円とする。3 寸径を超える骨壺による納骨料はプラス 3 万円とする。
3. 遺骨は、当面 15 年経過後、合葬墓に移葬する。

## 第7条（細則の改廃）

この細則の改廃は管理運営委員会で行う。定められた事項以外については必要に応じて管理運営委員会で補足事項を設けることができる。

## 第8条（付則）

この細則は2017年9月22日、2016年度第5回管理運営委員会にて決定。

2. 2021年2月19日、2020年度第2回管理運営委員会にて一部改正。
3. 2022年9月14日、2021年度第2回管理運営委員会にて一部改正。
4. 2024年10月11日、第3回通常総代会にて決定した事項について、2024年11月22日、2024年度第1回管理運営委員会にて改正。

## 第9条（施行日）

本則第3条の「加入金」の改定は、2025年2月から実施する。